

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 再支給のご案内

## 1 支給対象世帯

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受給期間が終了した世帯に対し、再支給が可能です。

以下の要件にすべて当てはまる世帯は、令和4年12月28日まで再支給の申請ができます。

※具体的な手続きは、自治体のホームページ等をご確認ください。

■新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の支給が、既に終了した／自立支援金（再支給）の申請月で終了すること

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

■世帯全員の総収入額と資産額の要件(住居確保給付金と同じです。)

世帯人数	収入基準額(住宅扶助額を含む)	資産額(現金・預金の合計額)
1人	137,700円以下	504,000円以下
2人	194,000円以下	780,000円以下
3人	241,800円以下	1,000,000円以下
4人	283,800円以下	1,000,000円以下

※5人以上は、お問い合わせください。

■今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所か、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

## 2 支給額・支給期間

支給額と支給期間は、初回の支給と同じです。

月額  
月額の支給額 ※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

▶支給手続きやお問い合わせ先は、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

### 3 支給のための手続き

もう一度、申請が必要となります。（申請期限：令和4年12月28日まで）

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。

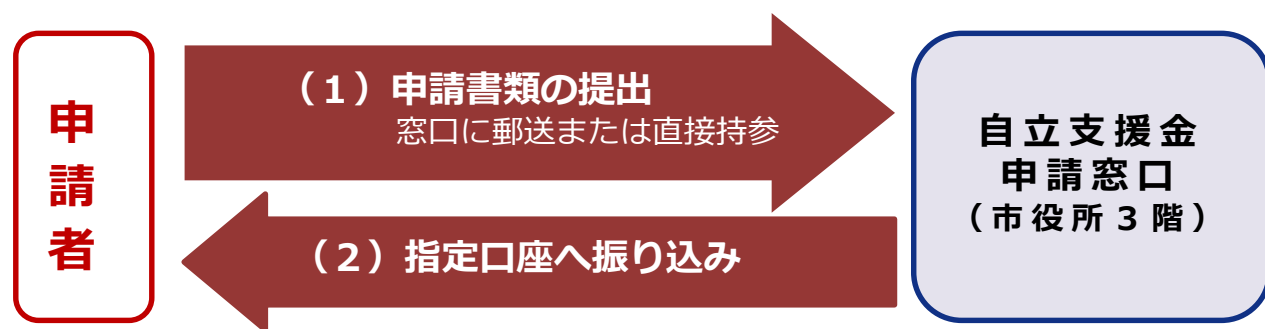
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

▶申請方法は、生活困窮者自立支援金申請窓口（市役所3階生活福祉課）に郵送（申請期限内必着）または直接持参にて提出。

▶申請書に必要な書類は、市ホームページにてダウンロードするか、生活困窮者自立支援金申請窓口にて配布します。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。

また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

生活福祉課生活困窮者自立支援金担当（市役所3階）

042-481-7275 【受付時間】 平日8:30~17:15

特設ホームページ

調布市ホームページ  
新型コロナウイルス感染症  
生活困窮者自立支援金(再支給)



URL : <https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1639717826911/index.html>

 自立支援金を利用できない方、自立支援金を受け終わった方へ

月10万円の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できる求職者支援制度など、新型コロナの影響により生活にお困りの方を支えるための支援策を他にも用意しています。各種支援策はこちらからご確認いただけます。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13694.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html)



 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。